【国際先端テスト シート】(一般健康食品の機能性表示)

(1)制度比較

〇健康食品の取り扱いに係る比較

国名					※その他比較
					するのに適切
	日本	米国	EU	韓国	<u> </u>
比較の視点					<u>追加下さい。</u>
1. 食品及び医薬品に	【食品の定義】食品は、食品衛生	【食品の定義】食品医薬品	【食品の定義】	【食品の定義】食品安全	
ついては、具体的にど	法第4条及び食品安全基本法第2	化粧品法第 201 条(f)で「食	(EC)No.178/2002(2002年7月28	基本法第2条で「食品は	
のような定義、区分に	条において、『薬事法に規定する	品」を「ヒトまたは動物の	日施行)第2条で「食品」 を「加	すべての食物をいう。	
なっているか?	医薬品及び医薬部外品を除くす	飲食に供するための物品、	工、部分的加工または未加工であ	ただし、医薬として摂取	
	べての飲食物をいう』と規定。	チューインガム、これらの	るにかかわらず、人によって摂取	するのを除く。」と定義	
		一部として用いられる物	されるための物質または製品を	している。	
		品」と定義している。	意味する。」と定義している。		
			「食品」は以下を含まないものと		
			する (抜粋)		
			(d)医薬品		
			(e)化粧品		
	【医薬品の定義】医薬品は、薬事	【医薬品の定義】	【医薬品の定義】	【医薬品の定義】薬事法	
	法第2条において、以下の3点に	すべての薬剤、米国内もし	(a)人の疾病を治療もしくは予	第2条第4号	
	いずれかに該当するものと規定。	くは国外で使用するため	防するための特性を持っている	「医薬品」とは、次の各	
	・日本薬局方に収められている物	に、米国薬局方または国民	ことが現れている任意の物質も	目のいずれか1つに該	
	・人又は動物の疾病の診断、治療	医薬品集で承認された調	しくは物質の組み合わせ	当する物品をいう。	
	又は予防に使用されることが	剤、人または他の動物の治	(b) 医学的診断を行うために、	・大韓民国薬局方に収め	

比較の視点	日本	米国	EU	韓国	※その他比較 するのに適切 な国があれば 追加下さい。
	目的とされている物であって、	療、緩和、病気の予防のた	薬理学的もしくは免疫学的な代	られている物品中、医薬	
	機械器具、歯科材料、医療用品	めに使用することを意図	謝作用を及ぼすことによって、生	部外品ではないもの。	
	及び衛生用品でないもの	した任意の物質または混	理的機能を復元、訂正、修正のい	・人や動物の疾病を診	
	・人又は動物の身体の構造又は機	合物。	ずれかの目的で人に使用もくし	断・治療・軽減・処置ま	
	能に影響を及ぼすことが目的	人体の構造機能に影響を	は投与される任意の物質もしく	たは予防する目的で使	
	とされている物であって、機械	与えるもの(食品を除く)。	は物質の組み合わせ	用する物品中、器具・機	
	器具等でないもの	ただし、食品及び栄養補助		械または装置ではない	
	【医薬品と食品の区分】	食品は、その表示規則に則		もの。	
	「無承認無許可医薬品の指導取	る限り、上記の目的を表示		・人や動物の構造と機能	
	締りについて (昭和 46 年6月1	する場合は、医薬品とはし		に薬理学的影響を与え	
	日薬発第476号厚生省薬務局長)」	ていない。		る目的で使用する物品	
	の別紙「医薬品の範囲に関する基			中、器具・機械または装	
	準」に基づき、以下の4項目によ			置ではないもの。	
	り総合的に判断を行っている。			第5号「韓薬」とは、動	
	・物の成分本質(原材料)からみ			物・植物または鉱物から	
	た分類			採取されたもので、主に	
	・医薬品的な効能効果の解釈			原型のまま乾燥・切断ま	
	・ 医薬品的な形状の解釈			たは精製された生薬を	
	・医薬品的な用法用量の解釈			いう。	
	尚、以下の2点については当然に			第6号「韓薬製剤」とは、	
	医薬品として取り扱われない。			韓薬を韓方原理に従っ	
	・野菜、果物、菓子、調理品等そ			て配合し製造した医薬	

产工刀 閉目 此 田县	<u>' ' '</u>	T		T	
国名					※その他比較
	日本	 ***********************************	EU	韓国	<u>するのに適切</u>
					<u>な国があれば</u>
比較の視点					追加下さい。
	の外観、形状等から明らかに食			品をいう。	
	品と認識される物				
	・健康増進法(平成 14 年法律第				
	103 号) 第 26 条の規定に基づき				
	許可を受けた表示内容を表示				
	する特別用途食品				
2. 効能効果を表示す	薬事法上の承認を得た医薬品の	疾病の診断、治療、予防を	医薬品については、EU の法律で	効能効果を表示できる	
ることができるのはど	み。	目的とするもの等は医薬	は、製品概要のリスト、とりわけ、	のは、医薬品のみ。	
う いったものか?	尚、健康増進法上の栄養機能食品	品として取り扱われるが、	適応症、主張することができる表	健康機能食品に関する	
	については、栄養成分の表示が可	ダイエタリーサプリメン	示は製造承認の一部になってい	法律で認められた表示	
	能。また、健康増進法上の許可又	ト・健康・教育法	る。	の範囲で、栄養素の生理	
	は承認を得た特定保健用食品に	(DSHEA, 1994年10月25日		学的作用、健康上の寄与	
	ついては、特定の保健の用途(目	施行) で定められた構造機		や機能向上または健康	
	的) が期待できる旨の表示が可	能表示、栄養表示教育法		維持・改善、疾病の発生	
	能。	(NLEA, 1990 年)で定められ		または健康状態のリス	
		た疾病リスク低減表示に		ク減少に関する表示が	
		ついてはその範囲で食品		可能	
		であっても表示できる。			
3. 健康食品について、	医薬品	ダイエタリーサプリメン	不明	医薬品	
効能効果等の表示がで	医薬品は人の疾病の診断、治療又	ト・健康・教育法		「薬事法」第 61 条第 2	
きないとすると、それ	は予防に使用されること、人の身	(DSHEA, 1994年10月25日		項	
は、どのような根拠に	体の構造機能に影響を及ぼすこ	施行)で定められた構造機		何人も医薬品でないも	

子工刀則目此山貝	111				
国名					※その他比較
	日本	米国	EU	韓国	するのに適切
					<u>な国があれば</u>
比較の視点					追加下さい。
より規制されているの	と等を目的とする物とされてお	能表示、栄養表示教育法		のについて、容器・包装	
か?(医薬品に係る法	り、承認を受けていない医薬品に	(NLEA, 1990 年)で定められ		または添付文書に医学	
律か、健康食品に係る	ついて、効能効果等を表示・広告	た疾病リスク低減表示の		的な効能・効果等がある	
法律か、等)	することは、薬事法第 66 条によ	範囲以外での効能効果表		と誤認されるおそれが	
	り禁止されている。このため、健	示は、FD&C Act の医薬品の		ある表示をしたりこれ	
	康食品に医薬品的な効能効果の	定義に抵触する。		に類した内容の広告を	
	表示や広告を行うことはできな			してはならず、このよう	
	V _o			に医薬品と類似して表	
				示されたり広告された	
				ものを販売したり、販売	
				する目的で貯蔵または	
				 陳列してはならない。	
4. 効果効能等の表示	「無承認無許可医薬品の指導取	ダイエタリーサプリメン	国家管轄当局は、関連する EU と	医薬品は大韓民国薬局	
を規制している場合の	締りについて (昭和 46 年6月1	ト・健康・教育法	国内法に基づいて、食品や医薬品	方に収められているも	
対象範囲はどのように	日薬発第476号厚生省薬務局長)」	(DSHEA, 1994年10月25日	などの製品の分類に、ケースバイ	の以外に、人または動物	
画されているのか?	の別紙「医薬品の範囲に関する基	施行)で定められた構造機	ケースで、決定する責任がある。	の疾病を診断・治療・軽	
(考え方、基準等)	準」に基づき、以下の4項目によ	能表示、栄養表示教育法	疑いがある場合は、その製品のす	減・処置または予防する	
	り総合的に判断を行っている。	(NLEA, 1990 年)で定められ	べての特徴を勘案して、医薬品に	目的で使用するもの、あ	
	・物の成分本質(原材料)からみ	た疾病リスク低減表示の	 該当するか、EU内外の法律の対	るいは人や動物の構造	
	た分類	範囲以外での効能効果表	象の製品の定義内であるかを適	と機能に薬理学的影響	
1					

国名					※その他比較
	日本	米国	EU	韓国	<u>するのに適切</u> な国があれば
比較の視点					<u> 追加下さい。</u>
	・医薬品的な効能効果の解釈	示は、FD&C Act の医薬品の	用しなければならない。	を与える目的で使用す	
	・ 医薬品的な形状の解釈	定義に抵触する。		るものを全部含む概念	
	医薬品的な用法用量の解釈	これらの DSHEA 及び NLEA		として、薬理作業上の効	
	尚、以下の2点については当然に	では、次の物については構		能の有無とは関係なく、	
	医薬品として取り扱われない。	造・機能表示が認められて		その成分、形状(容器、	
	・野菜、果物、菓子、調理品等そ	いる。		包装、外部包装など) 名	
	の外観、形状等から明らかに食	【定義】ダイエタリーサプ		称、そこに表示された使	
	品と認識される物	リメントとは、食事を補充		用目的、効能、効果、用	
	・健康増進法(平成 14 年法律第	することを目的とした製		法、用量、販売する時の	
	103 号) 第 26 条の規定に基づき	品(タバコを除く)で、以		宣伝または説明などを	
	許可を受けた表示内容を表示	下の栄養成分を1種類以上		総合的に判断し、社会の	
	する特別用途食品	含む。		一般人から見て上の目	
		【形状】カプセル、錠剤、		的で使用されるものと	
		液体、粉末、ソフトジェル		して認識されたり薬効	
		など通常の食品形態でな		があると標榜された場	
		いもの。		合には、全部上の医薬品	
		【対象成分】①ビタミン、		に該当し、薬事法の規制	
		②ミネラル、③ハーブ及び		対象になる	
		他の植物、④アミノ酸、⑤			
		総栄養摂取量を増やすた			
		めに人が用いている栄養			
		成分、上記①~⑤成分の濃			

比較の視点	日本	米国	EU	韓国	※その他比較 するのに適切 な国があれば 追加下さい。
		縮物、代謝産物、構成成分、抽出物、またはそれらの混合物 【表示】製品に Dietary supplement と記載 【登録・承認制度】発売後30 日以内にFDAにラベル見本と共に届出(構造・機能表示をする場合は、その表示と共に届出)。新規サプリメント成分を使用する場合は、発売の75 日			
質(原材料)から	物の成分本質(原材料)が、専ら 医薬品として使用される成分本 質(原材料)であるか否かについ て、その物の成分、本質、起源、 製法等についての表示、販売時の 説明、広告等の内容に基づき判 断。 <参考>(例示) ・「専ら医薬品として使用される	前迄に FDA に申請。 食品添加物と同様に、安全性が一般に認められる成分として、 GRAS (Substances generally Recognized as safe) 物質というカテゴリーが設定されており、そのカテゴリーに入るものは成分としての安全性評価手続が免	不明	物の成分本質(原材料)から見た判断がされている。	

国名					※その他比較
	日本	米国	EU	韓国	するのに適切
	H#	小 国		T+=	<u>な国があれば</u>
比較の視点					追加下さい。
	成分本質(原材料)リスト」	除されている。			
	・「医薬品的効能効果を標ぼうし				
	ない限り医薬品と判断しない成				
	分本質(原材料)リスト」				
②特に医薬品的な	その物の容器、包装、添付文書並	不明	不明	医学的な効能効果から	
効能効果から見	びにチラシ、パンフレット、刊行			見た判断をしている。	
た判定がされて	物等の広告宣伝物あるいは演述				
いるか。	によって、(一)疾病の治療又は				
	予防を目的とする効能効果、(二)				
	身体の組織機能の一般的増強、増				
	進を主たる目的とする効能効果、				
	(三) 医薬品的な効能効果の暗示				
	が表示説明されている場合は、医				
	薬品的な効能効果を標ぼうして				
	いるものと解する。				
③特に医薬品的な	原則として、医薬品的形状であっ	製品形態のみで食品と医	製品形態のみで食品と医薬品を	製品形態のみで食品と	
形状から見た判	た場合は、医薬品に該当するとの	薬品を区別はしない。	区別はしない。	医薬品を区別はしない。	
定がされている	判断が行われてきた。しかし、実				
か。	態として、「食品」である旨が明				
	示されている場合、原則として、				
	形状のみによって医薬品に該当				
	するか否かの判断は行わないこ				

比較の視点	日本	米国	EU	韓国	※その他比較 するのに適切 な国があれば 追加下さい。
	ととする。ただし、アンプル形状など通常の食品としては流通しない形状を用いることなどにより、消費者に医薬品と誤認させることを目的としていると考えられる場合は、医薬品と判断する必要がある。				
用法用量から見	ある物の使用方法として服用時期、服用間隔、服用量等の記載がある場合には、原則として医薬品的な用法用量とみなす。(※調理の目的以外)過剰摂取や連用による健康被害が起きる危険性、その他合理的な理由があるものについては、むしろ積極的に摂取の時期、間隔、量等の摂取の際の目安を表示すべき場合がある。(※「食前」「食後」「食間」など、通常の食品の摂取時期等とは考えられない表現以外)	不明	不明	医薬品的な用法用量から見た判断をしている。	
5. 健康食品について		【健康食品に特化した法	【健康食品に特化した法制度の	【健康食品に特化した	

字生力 侧有 证山貝	7. 1				
国名					※その他比較
	日本	 *** *** ***	EU	韓国	するのに適切
					<u>な国があれば</u>
比較の視点					追加下さい。
は、具体的にどのよう	有無】無(保健機能食品以外の「い	制度の有無】有	有無】有	法制度の有無】有	
な制度(定義、承認等	わゆる健康食品」については無し	【法制度】ダイエタリーサ	【法制度】(EC)No. 46/2002(2005	【法制度】健康機能食品	
の枠組み等)となって	(保健機能食品については消費	プリメント・健康・教育法	年7月31日施行)	に関する法律(2004年3	
いるか?	者庁所管))	(DSHEA, 1994年10月25		月 22 日施行)	
		日施行)	【定義】フードサプリメントと		
		【定義】ダイエタリーサプ	は、通常の食事を補充し、栄養学	【定義】健康機能食品と	
		リメントとは、食事を補充	的又は生理学的な効果を持つ栄	は、人体に有用な機能性	
		することを目的とした製	養素或いはその他の物質を単独	を有する原料あるいは	
		品(タバコを除く)で、以	又は組み合わせて濃縮したもの。	成分を使用して製造・加	
		下の対象成分を1種類以上	【表示】製品にFood Supplement	工した食品をいう。	
		含む。	と記載		
		【表示】製品に Dietary	【形状】カプセル、錠剤、ピルそ	【形状】形状を問わない	
		supplement と記載	の他類似の形態、袋入り、アンプ	【対象成分】KEDA が認定	
		【形状】カプセル、錠剤、	ル入り、滴下瓶入りその他類似の	し、基準・規格を定めた	
		液体、粉末、ソフトジェル	形態の液体及び粉末、単独又は組	ビタミン・ミネラル等成	
		など通常の食品形態でな	合せで、少量で摂取可能な製品。	分(告示型、個別認可型	
		いものを認めている。	【対象成分】ビタミン、ミネラル、	成分)。	
		【対象成分】①ビタミン、			
		②ミネラル、③ハーブ及び	【登録・承認制度】加盟国が登録	【表示】製品に「健康機	
		他の植物、④アミノ酸、⑤	制度を導入することを認めてい	能食品」と記載	
		総栄養摂取量を増やすた	る。	【登録・承認制度】健康	
		めに人が用いている栄養		機能食品輸入・販売・製	

国名					※その他比較
	日本	米国	EU	韓国	<u>するのに適切</u>
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		171	<u>な国があれば</u>
比較の視点					追加下さい。
		成分、上記①~⑤成分の濃		造業の営業許可、品目登	
		縮物、代謝産物、構成成分、		録個別認可型原料・製品	
		抽出物、またはそれらの混			
		合物			
		【登録・承認制度】発売後			
		30 日以内にFDAにラベ			
		ル見本と共に届出(構造・			
		機能表示をする場合は、そ			
		の表示と共に届出)。新規			
		サプリメント成分を使用			
		する場合は、発売の 75 日			
		前迄に FDA に申請。			
(サプリメント類	(サプリメント類について、特に	食品とサプリメントは上	(EC)No. 46/2002 (2005年7月31		
について)	区別されていない。)	記の法律に基づき、同様に	日施行)は栄養補助食品に関連す		
		扱われている。	る加盟国の法律の近いもので、栄		
			養補助食品の表示の一致したル		
			ールを定め、栄養補助食品のビタ		
			ミンとミネラルの具体的ルール		
			を紹介している。		
			EU内では、栄養補助食品は食品		

	国名					※その他比較
		日本	米国	EU	韓国	<u>するのに適切</u>
		口 本	不 国	EU		<u>な国があれば</u>
比	較の視点					追加下さい。
				と考えられており、故にEUの食		
				品法では、栄養補助食品も適用さ		
				れる。たとえば、健康補助食品の		
				表示の意味は、		
				(EC)No. 46/2002 (2005 年 7 月 31		
				日施行)で定められた以上で、		
				(EC)No. 1924/2006 の規制を遵守		
				しなければならない。		
6	. 健康食品の安全性					
σ	確保についてどのよ					
う	な取り組みを行って					
٢,	るのか?					
	(いわゆる健康食	【原材料】	【原材料】	【原材料】	【原材料】	
	品※について)	平成17年2月1日付(食安発第	NDI(新規ダイエタリーサ	新規成分は Novel Food (ノベル	健康機能食品の機能性	
	※日本においては「い	0201003 号) の通知により、「錠剤、	プリメント成分)*1 及び	フード)規則*3 がある。 Food	原料(以下、原料)は、	
	わゆる健康食品」につ	カプセル状等食品の原材料の安	GRAS(一般に安全であると	Supplement 指令によりビタミン	①告示型原料 (KFDA が基	
	いて記載	全性に関する自主点検ガイドラ	考えられる成分) *2 制度が	13 種類、ミネラル 15 種類がサプ	準・規格を定めて告知)	
		イン」が示され、①原材料の製造	ある。	リメントに使用可能な成分とし	と②個別認可型*4 原料	
		に使用される基原原料について、		て認められている。	(告知型以外の原料で	
		文献検索により安全性・毒性情報			事業者の申請 により	
		等の収集を行う。②食経験に基づ			KFDA が認定)がある。	

比較の視点	日本	米国	EU	韓国	※その他比較 するのに適切 な国があれば 追加下さい。
	いて安全性を担保できない場合等は、原材料等を用いて毒性試験を行う。 【GMP】 平成17年2月1日付(食安発第0201003号)の通知により、「錠剤・カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」(「GMP」)が示され、自主的な取組が推進されている。	プリメント GMP が義務付け	【GMP】 サプリメントに特化した GMP は 義務付けられていないが、すべて の食品 (サプリメントを含む) に HACCP が義務付けられている。	て、GMP は最終製品のみ	
	【有害事象報告制度】 平成14年10月4日付(医薬発第1004001号)通知より「健康食品・ 無承認無許可医薬品健康被害防 止対応要領について」に基づき、 事業者に対し健康被害発生情報 を入手した際は、保健所に通報す るよう要請している。	がサプリメント摂取によ り見られた重大な健康被	日施行)により、企業は、市場で 販売される食品に健康被害の可 能性がある場合、担当当局に報告	法律施行規則により、健 康機能食品製造業者等	

比較の視点	日本	米国	EU	韓国	※その他比較するのに適切な国があれば追加下さい。
	【有毒、有害なものを含有する場合等の法規制】 食品衛生法第6条、7条による販売等の禁止及び第54条による廃棄命令等。			【有毒、有害なものを含 有する場合等の法規制】 健康機能食品法第 23 条 による販売等の禁止、第 30 条による廃棄等の命 令等。	

*1; DSHEA(Dietary Supplement, Health and Education Act、ダイエタリーサプリメント・健康・教育法) 施行以降、1994 年 10 月 15 日以降に販売される新規成分は、事業者は安全である事が合理的に推定できる根拠を提出して FDA の評価を受けなければならない。1994 年 10 月 15 日以前にダイエタリーサプリメントとして米国市場に流通していなかった成分は、NDIとして市販の 75 日前までに安全性資料をFDAに提出しなければならない。

*2;安全性評価のための専門家パネル(科学的な訓練と経験のある、有資格の専門家による)によって判断を受ける制度:GRAS (FDA 届出/承認)、Self Affirmed GRAS (自己認証:届出可能)の2種類があり、後者はFDAによる認可制度ではない。GRAS 認証を受けたものはダイエタリーサプリメントを含む食品に使用できる。

*3:食品あるいは食品成分を対象に安全性を評価するシステムである。最終的に、欧州委員会により正式に認可される。

*4:個別認可型の手続き要領は「当該食品の 基準・規格、安全性及び機能性等に関する資料を提出させ検査機関の検査を経て健康機能食品の基準と規格として認定することができる」定められている。

(2)日本の現行規制を維持する必要性

食品の表示については、消費者庁の所管なので、コメントを差し控えます。

(3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点

食品の表示については、消費者庁の所管なので、コメントを差し控えます。

以上